

健生衛発 0401 第 2 号  
令和 6 年 4 月 1 日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公 印 省 略)

ビルクリーニング分野人材確保及び生産性向上等支援事業の実施について

平成 26 年 4 月 3 日厚生労働省発健 0403 第 2 号厚生労働事務次官通知の「生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に掲げるビルクリーニング分野人材確保及び生産性向上等支援事業については、交付要綱に定めるほか、別紙のとおり「ビルクリーニング分野人材確保及び生産性向上等支援事業実施要領」を定めたので、これにより事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

## ビルクリーニング分野人材確保及び生産性向上等支援事業

### 1. 目的

ビルクリーニング分野においては慢性的な人手不足であり、生産性向上、国内人材の確保及び処遇改善を一体的に実施することで、ビルクリーニング分野への就職及び就職した人材の定着のほか、生産性向上や処遇改善を支援することを目的とする。

### 2. 実施主体

本事業は、「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」において実施する。

### 3. 事業内容

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が生産性向上、人材確保及び処遇改善を目的とした次の取組を行う。

- (1) 事業実施のための検討会の実施
- (2) 清掃ロボット、DX推進等の取組に係る好事例の収集、周知啓発等の生産性向上に係る取組
- (3) 高校生・大学生、女性、高齢者、障害者への就職勧奨、求人活動に向けたセミナー、広報活動の実施や人材の定着支援等の人材確保策の取組。
- (4) 人材の処遇改善の活動支援、好事例の収集等の処遇改善策の取組
- (5) その他(1)から(4)に関連する事業

### 4. 経費

本要領に基づく事業に要する経費については、別に定める生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱により、予算の範囲内で補助を行う。

### 5. この要領は令和6年4月1日より適用する。